

福井県ツキノワグマ人身被害防止

対応マニュアル

令和4年 4月

福井県自然環境課

平成17年4月1日	作成
平成18年4月1日	一部改訂
平成19年9月10日	一部改訂
平成26年4月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂
令和元年6月1日	一部改訂
令和2年4月	改訂
令和3年4月1日	一部改訂
令和4年4月1日	一部改訂

目 次

第 1 総則	
1 目的等	1
2 定義等	1
第 2 人身被害防止対策	
1 事前対策（平常時）	2
2 出沒対策（集落等への出沒時）	4
3 重点対策（大量出沒時）	5
4 人身被害対応（人身被害発生時）	6
別紙等	
別紙 1 県庁各課の役割と対策（概要）	7
別紙 2 ツキノワグマ出沒対策連絡会開催要領	8
別紙 3 有害捕獲におけるツキノワグマの錯誤捕獲および人身事故を防ぐために	9
別紙 4 出沒・人身被害発生時の対策フロー	10
別紙 5 集落等におけるツキノワグマの捕獲等のガイドライン	11
別紙 6 ツキノワグマ出沒対策会議開催要領	12
参考様式 1 クマによる人身被害の発生について（市町各位宛）	13
参考様式 2 クマによる人身被害の発生について（報道機関宛）	14

福井県ツキノワグマ人身被害防止対応マニュアル

第1 総則

1 目的等

- ・本マニュアルは、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）による人身被害の防止を最優先としつつクマとの共存を図るため、市町、警察、県関係部署、関係団体（以下、「関係機関」という。）の各役割と構ずる対策について明示し、関係機関が連携してクマの出没時に人身被害防止に向けた迅速な対応ができることを目的に作成する。
- ・関係機関は、次のとおりとする。
 - [県] 危機対策・防災課、自然環境課、中山間農業・畜産課、森づくり課、自然保護センター、各農林総合事務所、嶺南振興局林業水産部、嶺南振興局二州農林部、保健体育課
 - [警 察] 警察本部生活安全部生活安全企画課、所轄警察署
 - [市 町] 市町鳥獣担当課、市町教育委員会
 - [関係団体] (一社) 福井県猟友会
- ・本マニュアルは、福井県自然環境課が、関係機関の意見をとりまとめて作成することとし、必要に応じて適時見直しを行う。

2 定義等

- ・県内のクマの出没（痕跡・捕獲を含む）（以下、「出没」という。）の状況に応じて区分し対策を講じる。
- ・大量出没時とする判断は、自然環境課が行う。
- ・人身被害が発生した場合は、各対策に加え必要な人身被害対応を行う。

区分	出没状況	対策
平常時	クマが定住している森林での出没 [奥山や里山]	事前対策
集落等への 出没時	人の暮らしが営まれ、クマが定住しない場所に単発的に出没し、人身被害の危険性が生じている状況 [集落や市街地内、人間活動がある森林公園*等] ※長尾山公園・亀山城・総合グリーンセンター等	出没対策
大量出没時	9月～11月の期間に、2市町以上において、出没対策が必要な出没が連続的に発生	重点対策
人身被害 発生時	人身被害が発生した場合	人身被害 対応

第2 人身被害防止対策

クマの出没状況に応じて、関係機関は以下に掲げる人身被害防止対策を講じるとともに、必要に応じた対策等を実施するものとする（別紙1）。

1 事前対策（平常時）

(1) 県

ア 県内のクマ対策の総合連絡・調整

- ・自然環境課は、県内のクマの人身被害防止やクマとの共存に係る対策等（以下、「県内のクマ対策」という。）を適切に行うため、国、近隣府県をはじめ県内の関係機関と情報共有および連絡・調整を行う。

イ 出没情報システムの整備と情報配信等の推進

- ・自然環境課は、市町が収集したクマの出没の情報をとりまとめるとともに、関係機関および県民に対し提供するため、インターネットを用いたクマの出没情報配信システム「福井クマ情報（FBI）」を整備する。
- ・自然環境課は、クマの出没や人身事故に関する情報を解析し、適切な対策が図られるよう関係機関に提供する。

ウ 被害防止の普及

- ・自然環境課は市町と連携し目撃情報等をホームページや広報誌等を用いて県民に広く提供し、クマに対する注意喚起を行うとともに、被害の未然防止の対策が図られるよう促す。
- ・保健体育課は、必要に応じ、小中学校に対し、学校行事や児童生徒の登下校等における被害の未然防止対策等が図られるよう情報提供や注意喚起する。
- ・下記の県関係各課^{*}は、自然環境課からの要請等により農林業者等に対し、関係団体等を通じて、被害の未然防止対策等が図られるよう情報提供や注意喚起する。

^{*}中山間農業・畜産課、森づくり課、各農林総合事務所、嶺南振興局

- ・自然環境課は、必要に応じて保育園や福祉施設等に対し、所管する各課^{**}と連携して、被害の未然防止対策等が図られるよう情報提供や注意喚起等を行う。

^{**}大学私学課（国公立大学、私立学校、専門学校等）、長寿福祉課および障がい福祉課（福祉施設等）、児童家庭課（保育園・認定こども園等）、生涯学習・文化財課（青年の家等）等

エ 大量出没の予測

- ・自然保護センターは秋の大量出没の予測に必要なブナ科堅果類豊凶調査を毎年実施する。
- ・自然環境課は、秋のブナ科堅果類豊凶調査の結果や夏のクマの出没情報等から当年の秋のクマの大量出没について予測し、市町を通じて県民に情報提供を行う。

オ 麻酔銃使用体制の整備

- ・自然保護センターは、麻酔銃を使用して安全にクマを保定（不動化）できる体制を整備する。

カ 出没対策連絡会の開催

- ・自然環境課は、関係機関が参加する「ツキノワグマ出没対策連絡会（以下、「連絡会」という。）」を年2回以上開催し、クマによる人身被害防止対

策について確認する。(別紙2)

(2) 警察

関係機関との連絡調整

県警本部生活安全企画課は、市町が収集したクマの出没の情報を所轄警察署等と共有するとともに、クマの集落等への出没対策の対応に必要な関係機関との連絡調整を行う。

(3) 市町

ア 出没情報の収集

- ・市町は、市民に対し、クマの出没情報の提供を呼びかけ、情報収集に努めるとともに、「福井クマ情報 (FBI)」を用いて県に報告することにより関係機関と情報を共有する。

イ 被害防止の普及

- ・市町は、市民や市町施設利用者に対し、日ごろからクマを引き寄せない、クマと出会わない、出会ってしまった場合の必要な対策について、広報誌や回覧板、ホームページ、看板の設置等を通じて周知し人身被害防止を呼び掛ける。
- ・市町は、有害鳥獣の捕獲従事者に対し、はこわなに設置された餌(米ぬか等)に誘引されたクマや、くくりわなで錯誤捕獲されたクマによって、捕獲者をはじめ近隣住民等に人身被害が発生しないよう、わなの設置場所は民家や学校等の付近には設置しない、錯誤捕獲されたクマは一人で対応しない等の万全の注意を払うよう、「わなによるツキノワグマの錯誤捕獲および人身被害の防止の対応について」を参考に指導する(別紙3)。

ウ 捕獲体制の整備

- ・市町は、クマを安全に捕獲できるドラム缶式はこわなを保有するとともに、日ごろから点検等を行い、必要な時に迅速に安全に使用できる状態を確保する。
- ・市町は、県猟友会の協力を得て銃によりクマと対峙できる捕獲隊員を確保、リスト化し、集落等へのクマ出没時に対し迅速な捕獲対応に備える。
- ・クマの捕獲等に伴う捕獲隊員等の受傷をはじめ、猟銃の使用等による周囲への損害等の万一の発生に備え、損害保険等の加入の措置に努める。

エ 出没時や大量出没時の対応体制

- ・市町は、集落内の出没時や大量出没時の被害防止対策を迅速に実施できるよう、捕獲隊、警察、県農林総合事務所等、教育機関(教育委員会や学校)等との連絡体制、出動体制を整備する。

(4) 県猟友会

ア クマの生息情報の収集

- ・県猟友会は、日ごろから、地域のクマの生息や生態に関する情報を収集し、

県や市が行うクマの保護・管理に必要な情報を提供する。

イ クマ捕獲従事者の育成

- ・県や市町が行う捕獲従事者の育成や市町が編成する捕獲隊に参加できる人材の確保に協力する。

2 出沒対策（集落等への出沒時）

集落等へクマが出沒した場合には、出沒・人身被害発生時対応フローにより、関係機関と連携して人身被害防止に努める。（別紙4）

(1) 県

ア 出沒情報の伝達と注意喚起

- ・自然環境課は、下記の県関係課^{*}に出沒情報を連絡するとともに、出沒地域付近に学校や保育園、病院、福祉施設等がある場合は、市町や警察および県関係課と連携し、連絡者を確認するなどして遺漏なく当該施設等への出沒情報の提供と注意喚起を実施する。なお、情報提供等を行った施設等を所管する課が下記の県関係課以外の場合は、必要に応じて当該課^{**}に出沒情報を提供する。

^{*}保健体育課、中山間農業・畜産課、森づくり課、各農林総合事務所、嶺南振興局

^{**}大学私学課（国公立大学、私立学校、専門学校等）、長寿福祉課および障がい福祉課（福祉施設等）、児童家庭課（保育園・認定こども園等）、生涯学習・文化財課（青年の家等）等

イ 出沒対策を行う市町等への情報提供

- ・自然環境課は、市町からクマの出沒情報の通報があった場合、人身被害の防止措置が適切に図られるよう出沒対策を行う市町や近隣市町に必要な情報を提供する。

ウ 麻酔銃の出動

- ・自然保護センターは、市町から自然環境課を通じて麻酔銃の要請があった場合は出動し、集落等におけるツキノワグマの捕獲等のガイドライン（別紙5）等を踏まえて、安全な捕獲を支援する。

(2) 警察

ア 市町等に対する連絡

- ・警察署は、住民等からクマの出沒等の通報を受けた場合、市町や関係施設等に対し速やかに連絡する。

イ 被害防止活動の実施

- ・出沒地域において、広報・警戒を行うとともに、市町が行う捕獲等に関し、必要に応じて、交通規制、周辺住民の避難・誘導、市町捕獲隊員への安全指導等の協力を行う。また、クマが集落等に現れ、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、捕獲隊員等に猟銃による駆除を命じる。

(3) 市町

ア 地域住民および学校等への注意喚起

- ・市町は、クマの出没の通報を受けた場合は、出没集落および近隣の区長（地域住民）、教育委員会、学校や病院、福祉施設等に対し電話、FAX、広報車、防災無線等を用いて迅速に出没情報を提供し安全対策を実施するよう注意喚起する。
- ・市町（教育委員会）は、近隣小中学校の児童生徒の登下校や学校行事の際における安全が図られるよう、学校に対し必要な情報の提供や注意喚起を行う。

イ 出没クマの調査

- ・市町は、クマの出没の通報を受けた場合は、必要に応じて出没の現地へ行き、クマの出没状況（出没位置、逃走経路、居場所等）を調査し被害の危険性や継続性を判断し、必要な被害防止対策を検討、実施する。その際、必要に応じて、捕獲隊を出動させるとともに所轄警察署に協力を要請する。

ウ 被害防止対策

- ・市町は、被害発生を防止するため、追払い、誘引物の除去、はこわなの設置、銃による捕獲等の必要な措置を迅速に講じる。なお、集落等における捕獲等については、集落等におけるツキノワグマの捕獲等のガイドライン（別紙5）を参考として適正に行う。
- ・市町は、必要に応じて、自然環境課へ電話等で速やかに情報を伝達し、対応策の助言や必要な支援を要請する。
- ・市町は、銃による捕獲や追払い等を安全に行うため、警察と連携し必要に応じて出没現場およびその付近への地域住民の立ち入り制限を行う。
- ・市町は、はこわなで捕獲されたクマの不動化等で、必要な場合は、自然環境課を通じて自然保護センターによる麻酔銃の出動を要請する。

エ 報道機関への情報提供

- ・市町は、必要に応じて、出没および対策の内容について報道機関へ情報を提供し、被害防止のための広報に努めるものとする。

3 重点対策（大量出没時）

(1) 県

ア 出没対策会議の開催（警戒情報の提供）

- ・自然環境課は、市町からの出没状況から秋の大量出没と判断した場合は、「ツキノワグマ出没対策会議」を開催し、関係機関に大量出没の警戒情報を提供する（別紙6）。

イ 出没・捕獲等の情報の収集・配信

- ・自然環境課は、出没・捕獲情報の収集・提供を迅速に行う。

ウ パトロールの実施

- ・危機対策・防災課は消防に対し、通常業務の中でのパトロールの実施を要請する。
- ・各農林総合事務所および嶺南振興局（以下、「県農林総合事務所等」という。）は市町からの要請に応じてパトロールに協力する。
- ・県農林総合事務所等は、出没の多い場所を対象に通常業務の中でのパトロールを実施する。

(2) 警察

ア 住民への注意喚起

- ・警察活動を通じ、クマの出没が予想される地域の住民に対し、注意喚起を行うとともに必要に応じ当該地域における警戒活動を行う。

(3) 市町

ア 住民等への注意喚起

- ・市町は、住民（特にクマ出没の多い地域住民等）に対し、チラシ、回覧板、広報誌などで、県が提供する警戒情報による注意喚起を行い、人身被害の防止のための被害防除対策の徹底に努める。
- ・市町は、人家周辺の不要なカキや生ゴミ等クマの誘引物の除去の強化等について引き続き、地域住民に周知徹底する。
- ・市町は、住民（特にクマ出没の多い地域住民等）に不要な夜間外出などは避けるよう呼びかける。
- ・市町は、住民（特にクマ出没の多い地域住民等）に、家屋や工場等の建物内にクマが侵入しないよう出入り口の扉を閉める、自動ドアを手動に切り替えるなどの対策を呼びかける。
- ・市町は、クマの出没情報等を、教育委員会を通じて学校へ提供し、集団登下校などの措置により児童生徒の安全確保に努める。

イ 出没時や大量出没時の対応体制

- ・市町は、捕獲隊、警察、県農林総合事務所等、教育機関（教育委員会や学校等）との連絡体制、出動体制を確認する。

ウ パトロールの実施

- ・市町は、広報車等を通じて、出没の多い山際集落を中心に注意喚起を目的としたパトロールを実施する。
- ・市町は、必要に応じて出没の多い山際集落を中心に現地を巡視しクマの出没状況を詳細に把握し、誘引物の除去等の対策に活用する。

4 人身被害対応（人身被害発生時）

人身被害が発生した場合は、救急搬送など被害者の保護を最優先とし必要に応じて第2の2に記載される出没対策を講じる。また、以下に掲げる対応を行う（別紙1）。

(1) 県

ア 人身被害情報のとりまとめと対策

- ・自然環境課は、市町等から人身被害の連絡があった場合は、被害日時、場所、被害者の性別・年齢・居住地、被害の程度、出没クマの数、被害が発生した経緯を聞き取り、安全環境部長へ報告するとともに、被害拡大の可能性とその防止対策について市町と協議した結果を報告する。
- ・自然環境課は、人身被害が発生した場合には、市町や自然保護センター、警察署と連携し、事故発生の要因等を解明し再発防止対策を推進する。
- ・自然環境課は、人身被害が発生した市町以外の市町や関係機関に対し、発生経緯等の情報提供を行い被害防止対策の徹底を呼びかける。(参考様式1)

(2) 市町

ア 人身被害発生時の連絡等

- ・市町は、人身被害が発生した場合は、被害日時、場所、被害者の性別・年齢・居住地、被害の程度、出没クマの数、被害が発生した経緯、を速やかに情報収集し、市町の対応とともに自然環境課へ電話およびFAX等で迅速に連絡するものとする。(参考様式1)

イ 被害防止対策の実施

- ・市町は、人身被害の発生現場において、出没状況が継続している可能性を調査し、その危険性がある場合は地域住民等へ注意喚起するとともに、加害クマの捕獲や誘引物の除去等により人身被害の拡大防止の対策を講じる。ただし、加害クマが、生息地である森林へ逃走し行方が分からなくなった場合は、捕獲行為中の二次的な人身被害の防止や、加害クマを特定した捕獲が困難であることなどから、積極的な捕獲は推奨しない。

ウ 報道機関への情報提供

- ・市町は、人身被害の内容について報道機関へ情報を提供し、被害防止のための広報に努めるものとする。(参考様式2)

▽必要に応じて実施

県庁各課、市町、関係団体の役割と対策（概要）

	部	機関（課・グループ）	役割・対策	事前 対策	出没 対策	重点 対策	人身 被害
県	安全 環境部	危機対策・防災課（危機対策・国民保護G）	・パトロール実施（消防への要請）			●	
		自然環境課（自然環境保全G）	・県内のクマ対策の総合連絡・調整 ・出没情報システムの整備と情報配信等の推進 ・被害防止の普及 ・大量出没の予測（情報提供） ・出没対策連絡会の開催 ・出没情報の伝達と注意喚起 ・出没対策を行う市町等への情報提供 ・出没対策会議の開催（警戒情報の提供） ・出没・捕獲等の情報の収集・配信 ・人身被害情報のとりまとめと対策	● ● ● ●		▽ ▽ ● ●	▽ ▽ ▽ ●
		自然保護センター	・大量出没の予測（ブナ科堅果類豊凶調査の実施） ・麻醉銃の整備 ・麻醉銃の出動	● ●	●	▽	▽
	農林 水産部	中山間農業・畜産課（鳥獣害対策G）	・被害防止の普及（農業者等）	●			
		森づくり課（森林活用G）	・被害防止の普及（森林施業者等）	●	▽	▽	▽
		各農林総合事務所（林業・木材活用課）	・被害防止の普及（森林施業者等） ・パトロールの実施	●	▽	▽ ●	▽
	教育庁 嶺南振興局	保健体育課（学校保健安全G）	・被害防止の普及（県立学校等）	●	▽	▽	▽
		林業水産部（林業・木材活用課）	・被害防止の普及（森林施業者等） ・パトロールの実施	●	▽	▽ ●	▽
		二州農林部（林業水産課）	・被害防止の普及（森林施業者等） ・パトロールの実施	●	▽	▽ ●	▽
	警察	県警本部	生活安全部生活安全企画課	・関係機関との連絡調整	●	●	
所轄警察署			・市町等に対する連絡 ・被害防止活動の実施 ・住民等への注意喚起		● ●	▽ ▽ ●	▽ ▽
市町	鳥獣担当課		・出没情報の収集 ・被害防止の普及 ・捕獲体制の整備 ・出没時や大量出没時の対応体制の整備・確認 ・地域住民および学校等への注意喚起 ・出没クマの調査 ・被害防止対策（追払い、誘引物除去、捕獲等） ・報道機関への情報提供 ・住民等への注意喚起 ・パトロールの実施 ・人身被害発生時の連絡等 ・被害防止対策の実施	● ● ● ●		● ● ● ● ● ●	▽ ▽ ▽ ● ● ●
	教育委員会		・地域住民および学校等への注意喚起		●		▽
(一社)	県猟友会		・クマの生息情報の収集 ・クマの捕獲従事者の育成	● ●			

ツキノワグマ出没対策連絡会開催要領

(開催)

第1条 県内でのツキノワグマによる人身被害の防止を図るため、関係部局、県警、市町、関係団体を対象に福井県ツキノワグマ出没対策連絡会（以下、「連絡会」という。）を開催する。

(掌握事務)

第2条 連絡会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民への情報提供に関すること。
- (2) 市町が実施する人身被害防止対策への協力・連携に関すること。
- (3) ツキノワグマの出没予測に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 連絡会は、次の構成員をもって組織する。

機関等	部	課
県	安全環境部	危機対策・防災課
		自然環境課
		自然保護センター
	農林水産部	中山間農業・畜産課
		森づくり課
		各農林総合事務所
		嶺南振興局林業水産部
		嶺南振興局二州農林部
	教育庁	保健体育課
警察本部	生活安全部生活安全企画課	
市町		各市町鳥獣行政担当課
関係団体		(一社) 福井県猟友会

(会議)

第4条 連絡会は自然環境課長が召集し、年2回以上開催する。

(事務局)

第5条 連絡会の事務を処理するため、事務局を安全環境部自然環境課に置く。

わなによるツキノワグマの錯誤捕獲および人身被害の防止の対応について

本来ツキノワグマの捕獲を想定していない「シカ・イノシシ用のわな」にクマが捕獲された場合（錯誤捕獲）は、わなが破損しツキノワグマが逃走するなどにより人身被害発生危険性が懸念される。また、錯誤捕獲されたツキノワグマは、原則、放獣しなければならないが、放獣作業は危険性が高く、やむを得ず殺処分をする場合においても同様である。

こういったことを鑑み、わなを使用したシカ、イノシシ等の捕獲従事者においては、錯誤捕獲等による人身被害の防止等の観点から、下記のとおり、わなの適正な設置と管理および錯誤捕獲が生じた場合の適切な対応を行うものとする。

【わなの設置と管理】

- ・くくりわなは、直径 12cm 以下のものを使用し法令を順守すること。
- ・はこわなについて、一辺 30 cm 以上の脱出口を設けること。
- ・くくりわなにクマが捕獲された場合、非常に危険であることから、学校、弱者施設、人家、通学路周辺などで人の往来がある付近での設置は避けること。
- ・米ぬかを用いたはこわなはクマが捕獲されることを想定し、人の活動が多い場所付近での設置には十分に注意すること（極力避けること）。
- ・くくりわなのワイヤーに腐食やサビがないか確認させ、安全で安定したもの（丈夫な生きた立木など）に根付けすること。
- ・米ぬかを用いたはこわなはクマが捕獲されることを想定し、腐食やサビがなく強度は十分か、わなの入口（扉）が開かないようストッパーが備え付けられているか、確認すること。
- ・イノシシやシカの残滓を放置せず持ち帰るか適切に埋設すること。放置するとクマが肉食を覚えるとともに、クマの誘引につながる。
- ・クマがはこわなに餌付いた痕跡があった場合は、わなの稼働の一時停止や、場所を移動させること。被害防止などにおいて、やむを得ず稼働を継続する場合は、市町許可によるドラム缶捕獲檻を用いたクマの有害捕獲を検討すること。

【錯誤捕獲の対応】

- ・人身事故防止を最優先とした下記の対応をすること。
- ・錯誤捕獲されたクマを確認した場合、必ず市町の担当職員に連絡し、放置したまま現地を離れないこと。県、および必要に応じて警察、地域住民等へ連絡し、すみやかに、人身事故防止の対策をとること。
- ・殺処分する場合は捕獲許可が別途交付されていなければならない（許可がない場合は違法捕獲となる）。
- ・放獣・殺処分等は複数人で作業すること。
- ・子グマが捕獲された場合は付近に母グマがいる可能性があり、十分に注意して作業すること（無防備に安易に近づかない）。
- ・錯誤捕獲の発生状況・対応について記録し、県・市町へ提供すること。鳥獣行政、警察、狩猟者等で情報共有し錯誤捕獲の防止等の資料とします。

集落等におけるツキノワグマの捕獲等のガイドライン

○集落等^{*}においてツキノワグマの捕獲等する場合、鳥獣法第38条に基づき、銃器（猟銃・麻醉銃）を使用してはならないことから、ドラム缶式はこわなを使用すること。

※ 半径200m以内に人家が10軒以上ある。または、家屋内かその周辺（自然環境課が鳥獣法第38条の猟銃の制限となるか判断）

○ツキノワグマの不動化のための麻醉銃の使用については、麻醉の投薬から不動化まで時間を要し、ツキノワグマが暴れるなど危険であることから、はこわな等の閉鎖的な空間にクマが閉じ込められている等であって、投薬が確実に行える3m程度まで接近可能な状態で安全が確保されている場合に限られる。

○現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して熊を駆除するよう命じることができるとされている。また、警察官よりも先に捕獲隊員等が現場に臨場した場合、当該捕獲隊員等の判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として猟銃を使用することは妨げられないとされている。ただし、この場合でも、周辺住民の避難、交通規制等の措置により周囲の安全を確保する必要があり、猟銃の発射により周囲に被害を与える可能性がある場合は、猟銃を使用してはならない。

[参照法令]

鳥獣法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

警職法（警察官職務執行法）

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

刑法

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

ツキノワグマ出没対策会議 開催要領

(開 催)

第1条 ツキノワグマの出没が広域にわたって同時期に多発し、かつ、活発な人間活動が見られる山里・農村部・市街地などで連続的にツキノワグマが出没することにより、人身被害が発生した場合または発生する危険性が高い場合に、関係部局および県警が連携し、各種対策を的確に推進するため、被害状況に応じ、福井県ツキノワグマ出没対策会議（以下、「県対策会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 県対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の安全確保に関すること。
- (2) 県民への情報提供に関すること。
- (3) 市町が実施する人身被害防止対策への協力・連携に関すること。
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 県対策会議は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 会長は、安全環境部長とし、県対策会議を総括する。
- (2) 副会長は、会長が必要に応じて選任する。
- (3) 県対策会議の構成員は、次のとおりとする。

機関等	部	課
県	安全環境部	危機対策・防災課長
		自然環境課長
		自然保護センター所長
	農林水産部	中山間農業・畜産課長
		森づくり課長
		各農林総合事務所長
		嶺南振興局林業水産部長
		嶺南振興局二州農林部長
	教育庁	保健体育課長
	警察本部	生活安全部生活安全企画課長
市町		各市町鳥獣行政担当課長
関係団体		(一社) 福井県猟友会長

(会 議)

第4条 会議は会長が召集し、議長は会長とする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは構成員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求める。

(事務局)

第5条 県対策会議の事務を処理するため、自然環境課長を事務局長とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、県対策会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

(参考様式1)

自 環 第 号
年 月 日

各市町鳥獣保護担当課長 様

福井県安全環境部自然環境課長

クマによる人身被害の発生について

本日、クマによる人身被害が下記のとおり発生しましたので、お知らせします。
人身被害防止対策を行うようお願いいたします。

1 被害発生の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所（住所） ※必要に応じて地図を添付
- (3) 加害クマの数等
- (4) 被害者（性別・年齢・居住地等） ※氏名は掲載しない
- (5) 負傷の程度
- (6) 発生の経緯 ※誘引物の有無を確認し記載すること。
- (7) その後のクマの行方

2 対 応

- (1) 市町の対応

- (2) 県の対応

(参考様式2)

年 月 日

報道関係各位

〇〇市町〇〇課長

クマによる人身被害の発生について

クマによる人身被害が発生したので、下記のとおりお知らせします。

1 被害発生の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所（住所） ※必要に応じて地図を添付
- (3) 加害クマの数等
- (4) 被害者（性別・年齢・居住地等） ※氏名は掲載しない
- (5) 負傷の程度
- (6) 発生の経緯 ※誘引物の有無を確認し記載すること。
- (7) その後のクマの行方

2 対応

- (1) 市町の対応
- (2) 県の対応

〇〇市町	〇〇課
担当者	
TEL	